

# 秋田県公報

## 目 次

公平委員会の事務の受託(三六八・三六九・市町村課)……………	1
結核予防法による医療機関の指定(三七〇・秋田中央保健所)……………	1
都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧(三七一・都市計画課)……………	2
建築基準法による道路位置の指定(三七二・山本地域振興局建設部)……………	2
公告 県管土地改良事業の換地処分(北秋田地域振興局農林部)……………	2
土地改良区の役員の届出(山本地域振興局農林部)……………	2
土地改良区の合併の認可(平鹿地域振興局農林部)……………	2
選挙管理委員会告示 公職選挙執行規程の一部を改正する規程(三二一)……………	2

## 告 示

秋田県告示第三百六十八号  
 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七條第四項及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二條の十四第一項の規定により、三種町の公平委員会の事務を次の規約のとおり受託したので、同条第三項において準用する同法第二百五十二條の第二項の規定に基づき、告示する。  
 平成十八年四月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

三種町と秋田県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七條第四項の規定に基づき、三種町(以下「甲」という。)は、

同法第八條第二項に規定する公平委員会の事務を秋田県(以下「乙」という。)に委託する。

(管理及び執行)

第二条 前条の規定により委託された事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行については、その事務に関するこの人事委員会規則等の定めるところによるものとする。

(経費の支弁)

第三条 委託事務を処理する場合において要する経費は乙が支弁し、その経費は甲が負担するものとする。

2 前項の経費の負担に関しては、事務処理に要した実費につき乙が精算した額とし、乙の請求により甲が支払うものとする。

(決算の場合の措置)

第四条 乙は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十三條第六項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

(条例、規則等の制定改廃の場合の措置)

第五条 委託事務の管理及び執行について適用される人事委員会規則等の制定改廃が行われた場合においては、乙は直ちにその旨を書面で甲に通知しなければならない。

2 甲が職員に関する条例、規則等を制定改廃した場合においては、これを書面で乙に通知するものとする。

(その他必要な事項)

第六条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に關し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

附則

この規約は、乙の議会の議決した日から施行する。

秋田県告示第三百六十九号

地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七條第四項及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二條の十四第一項の規定により、能代市の公平委員会の事務を次の規約のとおり受託したので、同条第三項において準用する同法第二百五十二條の第二項の規定に基づき、告示する。  
 平成十八年四月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

能代市と秋田県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七條第四項の規定に基づき、能代市(以下「甲」という。)は、

同法第八條第二項に規定する公平委員会の事務を秋田県(以下「乙」という。)に委託する。

(管理及び執行)

第二条 前条の規定により委託された事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行については、その事務に関するこの人事委員会規則等の定めるところによるものとする。

(経費の支弁)

第三条 委託事務を処理する場合において要する経費は乙が支弁し、その経費は甲が負担するものとする。

2 前項の経費の負担に関しては、事務処理に要した実費につき乙が精算した額とし、乙の請求により甲が支払うものとする。

(決算の場合の措置)

第四条 乙は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十三條第六項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

(条例、規則等の制定改廃の場合の措置)

第五条 委託事務の管理及び執行について適用される人事委員会規則等の制定改廃が行われた場合においては、乙は直ちにその旨を書面で甲に通知しなければならない。

2 甲が職員に関する条例、規則等を制定改廃した場合においては、これを書面で乙に通知するものとする。

(その他必要な事項)

第六条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に關し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

附則

この規約は、乙の議会の議決した日から施行する。

秋田県告示第三百七十号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六條第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の五第一項の規定に基づき、告示する。  
 平成十八年四月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
調剤薬局ツルハ ドラック男鹿店	秋田県男鹿市脇本脇本字石 館十六	平成十八年三 月二十三日

秋田県告示第三百七十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該都市計画の図書を建設交通部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

- 平成十八年四月四日
- 秋田県知事 寺田典城
- 一 都市計画の種類及び名称 鷹巣都市計画道路(三・四・三号太田川口線)の変更
- 二 都市計画を変更した土地の区域 変更した部分 北秋田市元町並びに鷹巣字下家下、字東上綱、字東中岱、字西中岱及び字小中岱の一部
- 三 都市計画の変更年月日 平成十八年四月四日

秋田県告示第三百七十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条の規定に基づき、公告する。

- 平成十八年四月四日
- 秋田県知事 寺田典城

公 告

平成十八年二月十七日県営土地改良事業(摩当地区担い手育成基盤整備事業)の換地処分をしたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十八年四月四日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、山本町泉八日土地改良区から次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十八年四月四日

秋田県知事 寺田典城

就任理事の住所及び氏名  
山本郡三種町森岳字泉八日九十四番地

三浦弘美

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第七十二条第二項の規定により、平成十八年四月一日土地改良区の合併を認可したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十八年四月四日

秋田県知事 寺田典城

一 合併により設立された土地改良区

申請者の住所及び氏名 山本郡峰浜村水沢字カツチキ台三番地十一 笠原保三	道路の位置の指定箇所 能代市字昇平岱二番七、二番十六の内	道路の延長 二四・〇六メートル	道路の幅員 六メートル	指定年月日 平成十八年三月二十四日
---	---------------------------------	--------------------	----------------	----------------------

選挙管理委員会告示

秋選管告示第三十一号

公職選挙執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。  
平成十八年四月四日  
秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一  
公職選挙執行規程の一部を改正する規程  
公職選挙執行規程(昭和三十四年秋選管告示第二号)の一部を、次のように改正する。  
別表第二中

特別養護老人ホーム海光苑	山本郡八森町字寺の後川向八番地一	を
特別養護老人ホーム海光苑	山本郡八森町字寺の後川向八番地一	を
ケアハウスの森	山本郡八森町字寺の後川向八番地一	を

ケアハウスの森	山本郡八森町八森字寺の後川向八番地一	に
社会福祉法人八森峰浜ふくし会 特別養護老人ホーム松波苑	山本郡峰浜村水沢字下カツチキ台四十一番地十四	を
社会福祉法人八森峰浜ふくし会 特別養護老人ホーム松波苑	山本郡八森町峰浜水沢字下カツチキ台四十一番地十四	に

この規程は、公布の日から施行する。

附 則

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話(862)八七六六 FAX(863)〇〇〇五  
E-mail: matsubara@matsubarainsatsu.co.jp

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁 雄

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁 雄